

三重県新地震・津波対策行動計画 実績レポート

平成26年度の実績結果と
平成27年度の実績方向



平成27年6月

目 次

【災害予防・減災対策】

施策 1	県民の防災行動の促進	1
施策 2	防災人材の育成・活用	4
施策 3	防災教育の推進	5
施策 4	災害時要援護者への支援（予防対策）	6
施策 5	地震・津波に強いまちづくりの推進	8
施策 6	重要施設の耐震化	10
施策 7	安全な避難空間の確保	12
施策 8	企業防災活動の促進	13
施策 9	産業保安の確保	14

【発災後対策】

施策 10	災害対策本部の機能強化	15
施策 11	災害時の情報収集・伝達体制の強化	17
施策 12	緊急輸送の確保と孤立の解消	18
施策 13	広域応援・受援体制の整備	20
施策 14	医療救護体制の充実	21
施策 15	市町防災力の向上に向けた支援	23
施策 16	災害時要援護者への支援（応急対策）	24
施策 17	男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保	25
施策 18	避難対策・帰宅支援対策の強化	27
施策 19	避難生活の支援体制の充実	29

【復旧・復興対策】

施策 20	ライフライン・生活環境の復旧対策の推進	30
施策 21	ボランティア活動支援体制の充実	31
施策 22	被災者の生活再建支援	32
施策 23	地域コミュニティの維持・継続に配慮した 復興に向けての準備	33

施策1 県民の防災行動の促進

※●印の行動項目は、第6章「選択・集中テーマ」に掲げた重点行動項目。以下、同じ。

- 住宅の耐震化の促進
- 家具固定、転倒防止対策の促進
 - ガラス飛散防止対策の促進
 - ブロック塀の耐震対策の促進
- 部分的な耐震改修など高齢者等住宅の安全・安心を高める対策の検討
 - 出火防止対策につながる啓発活動の実施
 - 個人備蓄など災害時の緊急物資等における備蓄のあり方検討
 - 個人備蓄の促進に向けた啓発活動の展開
- 津波避難に関する三重県モデルの促進
 - 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施
 - 家庭の耐震化につながる防災教育の実施
 - みえの防災大賞の実施
 - 地震防災シンポジウム・講演会の開催・参加促進
 - 出前トーク等による住民への周知啓発
 - 体感・体験型の防災啓発の実施
 - マスメディアを活用した防災啓発の実施
 - 「子どもや孫を地震から守るために」を切り口とした防災啓発の強化
 - 液化化危険度予測の県民・事業者等への周知
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施
 - 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施
- 地域の津波遺産継承のための過去の津波痕跡・教訓の発掘

(平成26年度の実績結果(成果)と今後の課題)

住宅の耐震化については、木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助事業を実施しました。その結果、耐震基準を満たした住宅の割合は86.5%と一定の伸びを示しましたが、耐震補強工事の実績は減少傾向にあります。さらなる耐震化を進めるため、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。

家具類の固定・転倒防止対策については、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者対策推進事業において、市町が実施する家具転倒防止対策を支援し

ました。

平成 26 年 11 月に、志摩市、大紀町、南伊勢町にて実施した総合防災訓練（実動訓練）では、前年を上回る 91 団体、約 10,000 人が参加しました。訓練当日は、前日の悪天候の影響により、訓練に影響が生じるなど、臨機応変の対応を求められる中で、児童、生徒や関係機関との連携訓練を行うことができました。

また、自主的な防災活動を行っている団体を表彰する「みえの防災大賞」では、18 団体から応募があり、大賞 1 団体、奨励賞 5 団体を選出して「昭和東南海地震 70 年シンポジウム」にあわせて表彰するとともに、事例集の作成や防災啓発番組で受賞団体の取組紹介をするなど、さらなる自主防災活動の活性化につなげるための取組を行いました。



防災啓発については、マスメディアを活用した防災関連の情報発信を行うとともに、各種防災イベントの開催や防災講座を積極的に実施しました。

また、みえ出前トーク等の防災講話、外国人住民を対象とした防災訓練、地震体験車による啓発、パンフレット等を活用した啓発などを各地域・企業・学校等において積極的に展開しました。

さらに新たな取組として、過去の災害記録や防災活動記録の収集などを行い、「みえ防災・減災アーカイブ」として公開に向けた準備を行いました。

県民の方々の「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるこれらの取組について、引き続き、地道に粘り強く行っていく必要があります。



（平成 27 年度の取組方向）

木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助の実施・促進を図ります。特に、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向け、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携したきめ細かな支援を展開していきます。また、高齢者等住宅の安全・安心を高めるための方策を検討し

ながら、部分的な耐震改修についての評価基準を確立するよう、国に対して要望を行うとともに、他府県等の取組状況を把握していきます。さらに、引き続き、耐震シェルターや防災ベッド等の利用促進を図るなど、さまざまな切り口から家屋倒壊による犠牲をなくすための取組を進めていきます。

家具類の固定促進については、経済的負担が少なく、かつ比較的短時間で対策を講じることができる、有効な減災対策であることから、メディア等を活用し、さらなる促進に向けた啓発を行っていきます。一方で、防災に関する県民意識調査によると、家具固定が進まない一番の理由は「取付けに手間がかかるから」でした。県内には、自主防災組織が各家庭の家具固定等を実施しているなどの事例もあることから、このような取組の水平展開を進めることで家具固定の促進を図ります。

総合防災訓練については、平成 27 年度が緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の開催県であることから、本訓練を総合防災訓練に位置づけ実施します。防災関係団体に加え、地域住民等にも参加いただくことにより、防災意識の向上や防災行動の促進につなげていきます。

防災啓発については、みえ風水害対策の日（9 月 26 日）、みえ地震対策の日（12 月 7 日）、東日本大震災の発災日（3 月 11 日）に合わせ、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、県民の方々に防災・減災対策を身近に感じてもらうためのシンポジウムを開催します。

さらに、地域や団体等に対して年間 110 回程度開催している、みえ出前トーク等による防災講話では、防災意識の向上や防災行動の促進につなげるための自主防災活動や個人備蓄の促進、地震被害想定調査の結果などについて引き続き周知・啓発を行います。

施策2 防災人材の育成・活用

●「みえ防災・減災センター」による防災人材等リソースの活用

○自主防災組織リーダー等の人材育成

●女性防災人材の育成

○企業防災担当者の人材育成

●観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成

●市町、地域、企業等における防災人材の活動支援

●災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施

○消防職員、消防団員の教育訓練の充実

○民生委員・児童委員に対する研修の実施

○防災現場における男女共同参画の推進

○みえの防災大賞の実施(再掲)

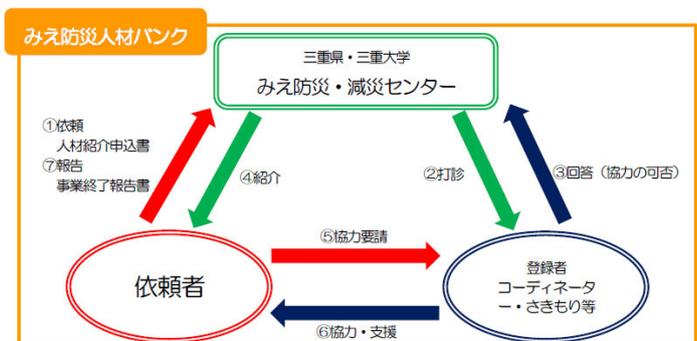
(平成26年度の取組結果(成果)と今後の課題)

防災人材の育成については、女性視点での防災活動が活発となるよう「みえ防災コーディネーター」を女性に限定して養成を行い、新たに31名を認定しました。また、「女性を中心とした専門職防災研修」を実施し34名が修了しました。

このほか、自主防災組織リーダー研修についても、女性を中心に延べ8回開催しました。また、みえ防災コーディネーターのさらなる活躍を促すため、地域に密着したアドバイスや実践指導ができるスキルを習得することを目的とした、「みえ防災塾：みえ防災コーディネーターコース」を開講しました。

さらに、防災人材の活動を活性化させる新たな仕組みとして、県・市町・企業・地域等から防災活動に対する協力・支援の依頼を受け、防災人材を紹介し、マッチングする「みえ防災人材バンク」制度を創設しました。

今後は、個々の防災人材の育成・活用に加え、地域防災の要となる消防団や自主防災組織の機能強化と相互の連携を強化するための新たな仕組みにより、事業を包括的に推進していく必要があります。



（平成 27 年度の取組方向）

「みえ防災・減災センター」と連携した、防災人材の育成・活用について、地域防災力強化の観点から、新たに消防団や自主防災組織を対象にした事業を行うとともに、「みえ防災人材バンク」登録者がより地域で活躍できるための仕組みを設け、人材バンクの一層の充実を図ります。

地域・企業支援については、「みえ防災・減災センター」における「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、相談窓口の充実を図るとともに、企業防災への支援を強化します。

また、観光分野における人材育成についても取り組んでいきます。

情報収集・啓発については、新たに風水害に関する体験談や資料の収集に取り組むとともに、「みえ防災・減災アーカイブ」の効果的な活用方法について検討を行います。

施策3 防災教育の推進

- 防災ノート等の活用による防災教育の推進
- 学校防災リーダーの養成
- 防災に関する学校と地域との連携の推進
- 「学校における防災の手引」の活用
- 教職員研修の充実
- 家庭の耐震化につながる防災教育の実施(再掲)
- 幼稚園・小中学校における地震体験啓発の実施
- 三重県総合博物館と連携した防災啓発の実施(再掲)

（平成 26 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

防災ノートについては、学校現場の意見をふまえ、児童生徒の発達段階に応じたより学習効果が高められる教材となるよう見直しを行い、小学生（低学年）版・小学生（高学年）版・中学生版・高校生版の 4 種類の改訂版を作成（旧版は 3 種類）しました。また、全ての公立小中学校及び県立学校において、防災ノートを活用した学習が実施されました。

教職員を対象とした研修については、初任者・6 年次・経験 11 年次・新任管理



職の研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、学校防災リーダー研修を県内4会場で実施しました。

また、「みえ防災・減災センター」と連携し、学校防災リーダー等教職員を対象に体験型防災学習の実践研修会を県内5会場で実施しました。今後は、学校防災リーダーを中心に学校における防災教育・防災対策をより一層推進していく必要があります。

学校と地域が連携した取組については、80.8%の公立学校で実施されました。引き続き、学校と地域の連携を進める必要があります。

（平成27年度の取組方向）

防災ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、学校現場の意見もふまえ、平成28年度に向けて見直しを行うとともに、「みえ防災・減災センター」等と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とした研修を実施していきます。また、市町教育委員会や県・市町防災部局等と連携して、学校と地域が連携した防災学習や防災に関する訓練等の推進に取り組みます。

さらに、「学校における防災の手引」（平成22年3月）について、「三重県新地震・津波対策行動計画」、「三重県新風水害対策行動計画」等との整合を図り、学校における防災教育・防災対策を推進していくため、内容を見直し改訂を行います。

施策4 災害時要援護者への支援（予防対策）

- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進
- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
 - 障がい者、高齢者等の災害時要援護者が参画した避難訓練の実施の促進
- 災害時要援護者支援用具等の利用促進及び新たな支援用具等の研究・開発促進
 - 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進
 - 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進
 - 児童福祉施設の耐震化の促進
 - 災害時要援護者の避難に配慮した施設整備
 - 避難用シェルターや防災ベッド等の利用促進
- 災害時における障がい者の障がい特性についての理解を促進させる研修の実施(再掲)
- 外国人住民を対象とした防災啓発の実施(再掲)
 - 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
 - 民生委員・児童委員に対する研修の実施(再掲)

（平成 26 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

災害時要援護者の個別支援計画については、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、個別支援計画の作成に先立って避難行動要支援者名簿の作成が市町に義務づけられる等の状況変化があったため、平成 26 年度中の新たな計画の作成はありませんでした。今後は、新たな避難行動要支援者名簿に基づく支援計画の作成を促していく必要があります。

災害時要援護者が参画した訓練の実施については、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への支援を行ったほか、総合防災訓練（実動訓練）や避難所運営訓練、外国人住民を対象とした防災訓練等を実施しました。訓練の主体となる市町によって、広がりには差が見られるため、今後も多様な機会を利用した働きかけを行う必要があります。

また、地域減災力強化推進補助金の災害時要援護者避難対策推進事業において、市町が進める高齢者・身体障がい者等世帯への耐震シェルター等の設置を支援しました。

（平成 27 年度の取組方向）

災害時要援護者個別支援計画の作成については、計画作成に必要な環境を整えるため、災害時要援護者を含めた住民の防災意識の向上を図るための研修会・講演会を開催するとともに、地域における支援ネットワークを構築するための避難支援者・関係機関・市町による支援協議会の開催など、市町の取組を支援します。

災害時要援護者が参画する訓練については、引き続き、「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル策定指針」の普及、外国人住民を主な対象とした避難所運営訓練に対する実施、支援等を通じて、取組を進めます。

また、車いす利用者の迅速な避難など要援護者の避難を支援・補助するための用具についても、避難訓練での試行やシンポジウムでの展示など、さまざまな機会を捉えた普及啓発により、利用を促進します。

さらに、「みえ防災・減災センター」と連携し、センターが実施する講座において、災害時要援護者本人などによる講義を実施し、要援護者に対する理解を促進するとともに、市町等からの災害時要援護者に関する相談等へのアドバイスなども行います。

施策5 地震・津波に強いまちづくりの推進

- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消
- 緊急輸送道路の整備
- 道路啓開対策の推進
 - 鉄道施設の耐震対策の促進
- 海岸堤防における地震・津波対策の推進
- 河川堤防における地震・津波対策の推進
 - 港湾施設の防災・減災対策の推進
 - 漁港施設の防災・減災対策の推進
 - 水門・排水機場の耐震化の推進
 - 陸閘の開閉動力化の推進
 - 下水道施設の耐震化
 - 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化
 - 漁船や養殖施設の減災対策の促進
 - 老朽化した土地改良施設の修繕・補修
 - 農業用ため池等における土砂災害対策の推進
 - 農業用ため池決壊等にかかるハザードマップの作成

(平成26年度の実施結果(成果)と今後の課題)

高速道路等のミッシングリンクの解消に向け、平成26年度は、熊野市大泊町から久生屋町間が(約6.7km)が「熊野道路」として新規事業化されました。また、尾鷲市内においても、熊野尾鷲道路Ⅱ期(尾鷲北ICから尾鷲南IC間の約5.0km)の起工式が実施されました。一方で、近畿自動車道紀勢線については、未事業化区間が残っていることから、早期事業化に向け、一日も早い全線開通を国土交通省など関係機関に働きかけていく必要があります。

地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、海岸堤防について、脆弱箇所200箇所のうち50箇所で補強対策を進め、当初計画を1年前倒しし、平成26年度中に全ての補強対象堤防で対策が完了しました。河川堤防については津波浸水予測区域内の脆弱箇所183箇所で対策を進める計画のもと、新たに63箇所で補強対策を進めました。また、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域や県北部の海拔ゼロメートル地帯などにおいて、国直轄及び県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策を進めました。さらに、農地海岸及び漁港海岸(6地区)において、耐震対策を進めました。

引き続き、脆弱箇所等の計画的な補強対策や必要に応じた補強・補修を行うとともに、海岸高潮対策や河川改修等に合わせた耐震対策を推進する必要があります。

このほか、鉄道駅（1 駅）や鉄道高架橋（2 箇所）の耐震化など鉄道施設の耐震対策、漁港施設（1 漁港）の耐震対策、排水機場などの土地改良施設（3 箇所）の機能保全対策、農業用ため池（1 箇所）の耐震化等を新規に進めました。また、港湾施設（3 港湾）については、老朽化・耐震対策工事を継続して実施していきます。

引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。



（平成 27 年度の取組方向）

高速道路等のミッシングリンクの解消については、引き続き、事業中の新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路Ⅱ期、新宮紀宝道路や熊野道路の整備促進を図るとともに、近畿自動車道紀勢線の未事業化区間について早期の事業化が図られるよう関係機関に働きかけます。

河川堤防については、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強を進めます。また、河口部の大型水門等の耐震対策を進めます。海岸堤防については、老朽化が進んでいる箇所について適切な点検を実施し、必要に応じて補強・補修を行うとともに、引き続き耐震対策を進めます。また、地震津波に対して「粘り強い海岸堤防」とするための計画づくりを進めます。

また、鉄道施設や港湾施設、漁港施設、下水道施設、土地改良施設の耐震対策等についても、計画的に進め、地震・津波に強いまちづくりを推進します。

施策6 重要施設の耐震化

- 公立小中学校の耐震化の促進
- 公立小中学校の非構造部材の耐震化の促進
- 私立学校の耐震化の促進
- 県立学校耐震化完了に向けた工事の実施
- 県立学校の非構造部材の耐震対策の実施
- 災害拠点病院等の耐震化の推進**
- 障がい福祉サービス施設の耐震化の促進(再掲)
- 高齢者関係施設(特別養護老人ホーム等)の耐震化の促進(再掲)
- 児童福祉施設の耐震化の促進(再掲)
- 放課後児童クラブにおける耐震対策の促進
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の促進
- 県有建築物の耐震化の推進
- 県庁各職場における書庫や事務機器等の地震対策の実施

(平成26年度の実績結果(成果)と今後の課題)

公立小中学校施設の安全性を確保するため、校舎等の建物の耐震化や非構造部材の耐震対策の実施に向け、市町に対して補助制度の活用を働きかけるなど積極的に情報提供と助言を実施しました。この結果、平成26年4月1日現在で、校舎等の耐震化率は99.2%、非構造部材の耐震対策実施率は33.3%となりました。

県立学校施設の非構造部材については、文部科学省から示された「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」をふまえ、71校で点検調査を実施した結果、全校(132棟)で耐震対策が必要なことが判明しました。今後、指摘箇所の対策を計画的に実施する必要があります。

私立学校では、耐震化工事を促進した結果、耐震化率は94.5%となりました。

災害拠点病院等についても、耐震化工事を促進した結果、耐震化率は71.4%となりましたが、外的な要因等もあり、予定どおりの進捗は難しい状況になっています。

また、社会福祉施設については、特別養護老人ホーム1か所及び養護老人ホーム1か所の耐震改修と保育所1か所の耐震診断に要する費用に対して助成しました(耐震化率:障がい福祉サービス施設100.0%、高齢者関係施設100.0%、児童福祉施設91.3%)。引き続き、施設の設置者等に対して、計画的な耐震化を

促していく必要があります。

また、平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、5 棟が耐震診断を実施し、1 棟が耐震改修に着手しました。引き続き、耐震診断及び耐震改修が進むよう、啓発及び支援を行っていく必要があります。

（平成 27 年度の取組方向）

公立小中学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策については、市町に対する財政措置が拡充されるよう国に要望するとともに、市町に対して耐震化推進の必要性や現在の国の財政支援制度について、積極的な情報提供を行っていきます。

県立学校については、平成 26 年度に実施した非構造部材の点検結果をふまえ、早期の耐震対策完了をめざして、計画的に実施していきます。

私立学校については、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対して、引き続き耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。

災害拠点病院等の耐震化については、予定どおりの進捗は困難な状況にありますが、可能な限り早期の耐震化が図られるよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。

社会福祉施設の耐震化のうち、児童福祉施設について、耐震改修等の促進を図ります。

不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して早期の耐震化を働きかけ、耐震診断が義務化された建築物の耐震診断及び避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修を支援します。また、県耐震改修促進計画を改定します。

施策7 安全な避難空間の確保

- 市町が進める津波避難路の整備促進
- 津波避難のための新たな施設、設備の整備促進
- 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進
- 災害発生時に避難路となる農道及び漁港関連道の整備
- 急傾斜地崩壊防止施設整備による安全な避難空間の確保
- 避難場所となるオープンスペース(公園緑地等)の確保
- 電線類地中化の推進
- ブロック塀の耐震対策の促進(再掲)
- 屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策の促進
- 自動販売機の耐震対策の促進
- 防災上の支障となる空き家の対策にかかる市町支援の検討
- エレベーター閉じ込め事故対策の促進

(平成26年度の実施結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金の津波避難対策推進事業において、市町が進める津波避難路の整備、避難誘導標識や海拔標識の設置、ブロック塀の除去等に対して19市町の実施を支援しました。

農山漁村地域における避難路については、農道12箇所のうち整備が完了していない4箇所について整備を進め、1箇所の整備が完了しました。また、漁港関連道1箇所での整備を進めました。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所において、避難地、避難路の保全を行うために10箇所での擁壁や階段などの対策を進め、1箇所が完成しました。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策については、年2回の「建築物防災週間」において、対象建築物へ立入調査を実施し、施設管理者等に対し啓発しました。

引き続き、市町や住民等関係者との調整を行い、安全な避難空間の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(平成27年度の実施方向)

津波避難路の整備については、引き続き、津波避難対策推進事業において市町の積極的な取組を支援します。

農山漁村地域において避難路となる農道及び漁港関連道については、早期開

通に向け整備を進めます。

また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所について、引き続き、関係市町との連携を図り、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。

屋外広告板・窓ガラス等落下物の安全対策について、特定行政庁と連携しながら、対象建築物のうち未対策のものについて啓発を行うとともに、引き続き粘り強く指導、働きかけを行っていくほか、ブロック塀の耐震対策や防災上支障となる空き家の除去・解体等についても、取組の促進を図ります。

施策8 企業防災活動の促進

- みえ企業等防災ネットワークを通じた企業防災力の向上
- 企業防災担当者の人材育成(再掲)
- 事業所等における業務継続計画(BCP)策定の促進
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり
- 観光事業者・観光関係団体を対象とした防災面からの人材育成(再掲)
- 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進
- 液状化危険度予測の県民・事業者等への周知(再掲)
- 企業向け防災対策融資制度の周知

(平成26年度の実施結果(成果)と今後の課題)

企業の防災力を高めるため、「みえ企業等防災ネットワーク」において、地域別企業防災研修を県内5地区で開催するとともに、事業所等における業務継続計画(BCP)の策定や地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた支援を行いました。

また、企業や事業所からの要望に基づき、防災技術専門員、指導員を派遣し、みえ出前トーク等の防災講話を実施しました。

県内観光地の防災対策の推進に向けては、鳥羽市において、帰宅困難者対策をテーマとした課題検討の場が設けられ、帰宅困難者受入の手引きの策定、市と宿泊施設との帰宅困難者受入協定の締結などの取組が進められました。



企業における防災活動を効果的に進めていくためには、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動を通じて、企業の取組に対する支援を強化していくことが必要です。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、引き続き課題検討の場を設けるなど支援していくことが必要です。

（平成 27 年度の取組方向）

「みえ防災・減災センター」において、企業等を支援するために設置した相談窓口の充実を図るなど、企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携し、企業防災人材の育成、業務継続計画の策定促進、地域防災における企業の役割等についての検討などの取組を進めます。また、観光事業者や観光関係団体、市町等が主体的に観光地の防災対策に取り組むことができるよう、研修会や防災講話の開催など、防災面からの人材育成を進めます。さらに、地域ニーズをふまえたテーマを設定し、具体的な課題の解決に向けた市町、事業者、関係団体等との検討の場を設けます。

施策 9 産業保安の確保

- 石油コンビナート等防災アセスメント調査の実施
- 高圧ガス製造施設等への立入検査・保安検査の徹底
- 危険物等施設の安全管理者に対する講習会の実施

（平成 26 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

コンビナートの防災対策については、石油コンビナート地区について防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度や影響度等を調査しました。この調査結果に加え、平成 26 年 1 月に三菱マテリアル株式会社四日市工場で多数の死傷者を出した爆発事故の検証結果等もふまえた「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。

（平成 27 年度の取組方向）

平成 26 年度に見直した「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、事業所における災害予防及び災害応急対策にかかる取組状況の点検を目的とした立入検査等を実施する中で、計画の浸透を図ります。

また、引き続き、高圧ガス等製造施設の保安検査、立入検査等を実施し、適正な保安管理等の徹底を図るなど、事故の未然防止に向けた取組を強化します。

施策 10 災害対策本部の機能強化

- 災害対策本部における初動期の機能・体制の確保・強化
- 新たな防災情報プラットフォームの構築
- 三重県業務継続計画(BCP)の策定
- 総合防災訓練(実動訓練)の実施(再掲)
 - 図上訓練の実施
 - 防災関係機関との連携強化
 - 初動警察体制の強化
 - 災害発生時における非常通信の確保
 - 災害対策本部機能継続のためのライフラインや燃料の確保
 - 災害対策本部活動スペースの確保の検討
- 津波浸水を考慮した参集のあり方及び災害対策本部代替機能の検討
- 海底地震観測網を活用した情報の確保
- 職員の防災対策の推進
 - 職員の情報伝達訓練の実施
 - 職員の防災研修の実施
 - 非常時に備えた通信統制訓練の実施
 - 防災関係機関による通信機器の操作習熟度の向上
 - 防災行政無線を操作する無線従事者の養成
 - 交番・駐在所の防災機能の強化
 - 災害時の出納業務の対応能力の向上

(平成 26 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

平成 26 年 11 月に志摩市、南伊勢町、大紀町において実施した総合防災訓練を通じて、救出・救助機関や医療機関との連携強化を図りました。

図上訓練については、国民保護訓練を 1 回(9 月)、保健医療機能別訓練を 1 回(11 月)、災害対策本部訓練を 1 回(2 月)、地方災害対策部での訓練を 5 回(鈴鹿、松阪、伊賀、伊勢、紀北)実施しました。なかでも、災害対策統括部の総括部隊における統括班、救助班、総務班、派遣班、広聴広報班について、活動マニュアル等の作成を通じた役割の明確化と課題の抽出を行い、2 月の図上訓練において、これらのマニュアルの検証を行いました。

また、職員防災一斉メールシステムを用いた情報伝達訓練を抜き打ちで 3 回実施し、非常時における県職員の迅速な情報伝達について検証したほか、課長級職員を対象とした防災研修を実施しました。

さらに、初動警察体制の強化を図るため、すべての警察署において非常参集訓練を実施したほか、交番・駐在所の防災機能を強化するため、避難誘導資機材等を新たに50箇所に整備しました。

災害対応力の充実・強化に向け、前回訓練の反省と過去の教訓を取り入れた訓練を継続的に実施し、検証と改善を重ねていく必要があります。特に、災害対策統括部の各部隊活動については、さまざまな段階と局面を想定した実践的な訓練の実施を通じて機能と体制を強化していくことが必要です。

（平成27年度の取組方向）

災害対策本部の機能・体制の確保・強化については、図上訓練において、平成25年度に作成した活動マニュアルの検証・見直しを進めます。実動訓練においては、住民参加、関係機関等の連携強化をさらに進めるとともに、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施します。また、情報伝達訓練および課長級職員を対象とした防災研修を継続して実施します。

発災時に、職員が災害対策本部において与えられた役割を担うことができるよう、職員の自宅の耐震化や家具類の固定等の状況について調査を実施するなど、職員の防災対策についても推進します。

地震被害想定調査の結果をふまえ、津波浸水により庁舎への参集が困難になることが想定される地方部について、代替参集拠点等の検討を地方部と連携して引き続き行います。

また、災害対策本部活動に役立つ情報収集の仕組みとして、国立研究開発法人海洋研究開発機構、「みえ防災・減災センター」と連携し、地震・津波観測監視システム（DONET）について、県の地域特性に応じた活用等の検討を進めます。



さらに、大規模災害時においても継続または早期再開する必要がある通常業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、三重県業務継続計画（BCP）を策定します。

施策 11 災害時の情報収集・伝達体制の強化

●新たな防災情報プラットフォームの構築(再掲)

- 災害時における映像情報を活用した情報の共有化
- ヘリコプターテレビシステムを活用した画像情報の収集・伝達
- 消防救急無線設備のデジタル化への移行促進
- 災害時における迅速な被災状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定コーディネーターの確保
- 市町の防災行政無線(屋外スピーカー等)の総点検の結果をふまえた改善
- 「防災みえ.jp」メール配信サービスへの加入促進(再掲)
- 緊急速報メールの市町への導入促進
- SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報提供のあり方検討
- 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上

(平成 26 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

災害情報を迅速に収集伝達するための体制を強化するため、県警ヘリコプターテレビシステムを活用した映像の収集・伝達訓練(2回)や、公共土木施設の被災状況を把握するための建設企業との連携による訓練(1回)を実施したほか、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの必要人数を確保(28市町)するなどの取組を進めました。

また、県、市町、消防本部等からなる防災行政無線運営協議会等による、県防災通信ネットワーク(地上系・衛星系防災行政無線と有線系設備)の維持管理により、正常な通信機能の確保に努めました。今後も、県防災通信ネットワークの正常な通信機能を確保していくため、適正な維持管理を行っていく必要があります。

県民への情報提供については、「防災みえ.jp」メール配信サービスにメニューを追加するなどの改良を実施するとともに、メール配信サービスの登録を促進するため、各種会議・イベント等を活用して、チラシを配布しました。しかしながら、登録者数については、42,900人と前年比約2,700人増にとどまっております。大きな伸びは見られませんでした。

今後も、登録者数の増加が見込める時期での普及・啓発活動を強化するなどメール配信サービスの加入促進を図っていく必要があります。

(平成 27 年度の実施方向)

災害情報収集・伝達体制の整備に向けては、引き続き、県警ヘリコプターテ

レビシステムなど映像や画像を活用した訓練を実施するとともに、県防災通信ネットワークにおけるテレビ会議等の機能の活用を図ります。また、公共土木施設の被災状況を迅速に把握するための情報伝達体制の強化に向けた訓練を実施します。

県防災通信ネットワークについて正常な通信機能を確保していくため、適切に維持管理を行っていきます。

県民への情報提供の充実を図るため、気象情報や災害情報等について、より迅速・的確に収集・共有し、わかりやすく発信することができるよう、新しい防災情報プラットフォームの構築に向けた、基本計画の策定を行います。「防災みえ.jp」のメール配信サービスについては、各種会議・イベント等の場やさまざまな媒体を活用してさらなる周知を図り、登録を促進します。さらに、緊急速報メールの市町への導入を促進するほか、SNSを活用した情報提供に関する検討を進めます。

また、防災情報システムに入力された市町の避難に関する情報について、Lアラートへの提供を開始します。

施策 12 緊急輸送の確保と孤立の解消

- 発災時における集落の孤立可能性の把握
- 緊急輸送道路の整備(再掲)
- 緊急輸送道路沿いの一定規模以上の建築物の耐震化の促進
- 高速道路等のミッシングリンク(未開通区間)の解消(再掲)
- 道路啓開対策の推進(再掲)
- 緊急輸送ヘリコプターの燃料確保
- ヘリポート、活動拠点に関する活用可能性の検証
- 被災した公共土木施設に対する応急復旧体制の強化
- 港湾施設の防災・減災対策の推進(再掲)
- 港湾機能継続計画の策定
- 漁港施設の防災・減災対策の推進(再掲)

(平成 26 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進め、第 2 次緊急輸送道路に指定されている国道 477 号(他 1 路線)を当初計画より 1 年前倒しして供用開始しました。これにより、県管理道路 91 路線のうち 86 路線が整備済となり、改良率が 94.5%に向上しました。

迅速な道路啓開を展開するため、熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備（10箇所）及びリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化（8箇所）に取り組むとともに、平成27年2月に、道路啓開マップを活用した県と建設企業との連携による訓練を実施しました。

また、緊急時の物資輸送拠点とするため、漁港の耐震強化岸壁の整備に着手（1箇所）したほか、国、県、関係機関等による港湾機能継続計画作業部会において、津松阪港の港湾機能継続計画の素案を策定するなど検討を進めました。

災害時における孤立地区の解消に向けては、県内の孤立可能性集落の把握を行うとともに、地域減災力強化推進補助金の孤立化防止対策推進事業により、市町の衛星携帯電話や防災行政無線戸別受信機等の整備に対する支援を行いました。

引き続き、緊急輸送道路の整備、道路啓開態勢の整備等に取り組むほか、地震被害想定調査の結果に基づく県内ヘリポートの活用可能性についての検証、緊急輸送ヘリコプターの継続運用を可能とするための燃料確保など、新たな取組についても進めていく必要があります。

（平成27年度の取組方向）

引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢を整備するため、道路啓開マップを活用した訓練の実施、道路啓開基地の整備、道路構造の強化に取り組めます。

また、離島及び交通脆弱地にある漁港の耐震強化岸壁の整備や漁港事業継続計画（漁港BCP）の策定を進めるとともに、津松阪港の港湾機能継続計画の策定をめざします。

集落の孤立化防止については、従前の衛星携帯電話や防災行政無線戸別受信機に加え、移動系防災無線の整備を新たな孤立化防止対策推進事業の補助メニューに位置づけて、市町への財政支援等を行います。

災害応急対策初動期における緊急輸送ヘリコプターの運用については、津波浸水に伴うヘリコプター離発着場等の活用可能性についての検証を行うほか、東紀州地域における継続運用を可能とするため、東紀州（紀南）広域防災拠点への航空燃料備蓄に向けた、取り組みを進めます。



施策 13 広域応援・受援体制の整備

●広域防災拠点の整備・機能強化

- 災害時の支援等に関する協定の拡充
- 防災関係機関との連携強化(再掲)
- 近隣府県との連携訓練の実施
- 警察災害派遣隊の運用
- 災害時のボランティア受入体制の整備
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化
- 市町広域火葬実施体制整備の促進

(平成 26 年度の実施結果(成果)と今後の課題)

県内の 5 つのエリアに順次整備を進めてきた広域防災拠点については、残る北勢広域防災拠点(四日市市)の整備に向けた測量・調査・設計に着手しました。

三重県が属する中部圏及び近畿圏内の府県との連携については、中部ブロック協議会広域連携訓練(平成 26 年 11 月)や近畿府県合同防災訓練(平成 26 年 10 月)等への参加により、近隣府県間の応援・受援体制の構築に向けた連携強化を図りました。また、大規模災害時の応急体制の充実を図るため、自衛隊との意見交換を実施するなど、救出救助活動についての連携強化を進めました。

災害時の支援等に関する協定については、民間賃貸住宅の提供(1 件)、防災協力(1 件)、燃料対策(2 件)、応急復旧対策(2 件)、バスによる避難輸送(1 件)、被災者支援等(2 件)の計 9 件の協定を企業及び事業者団体と締結しました。早期に締結済の協定や覚書に基づく連絡体制等を年度更新するとともに、新たな協定締結についても協議を進めていくことが必要です。

(平成 27 年度の実施方向)

北勢広域防災拠点の早期整備に向け、平成 27 年度は造成工事及び備蓄倉庫の設計に着手し、平成 29 年度末の完成をめざします。

広域応援・受援体制の連携訓練について、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練・三重県総合防災訓練を実施するとともに、中部圏及び近畿圏で実施される合同防災訓練に参加します。

また、警察の災害対応力を高めるため、中部管区内 6 県警察合同による中部管区広域緊急援助隊合同訓練を三重県において実施します。県内発災を想定した訓練に取り組み、県警間の連携強化を通じた災害対処能力の向上を図ります。

災害時支援協定については、喫緊の課題である災害時の燃料調達や、避難者及び災害応急対策に必要な要員等の搬送のため、関係事業者団体等との協定締結に向け、取組を進めます。

施策 14 医療救護体制の充実

●災害拠点病院等の耐震化の推進(再掲)

- 災害拠点病院等での非常用発電機能の確保
- 災害拠点病院等での医薬品の備蓄、供給体制の検討
- 災害拠点病院の訓練実施・参加促進

●災害拠点病院の被災を予測した補完機能の確保

- 救急告示医療機関の EMIS 参加促進
- EMISを用いた災害医療情報の国、県、関係団体間の共有

●災害時の医療を迅速かつ円滑に提供できる体制の整備

●地域における災害時の医療に関するコーディネーター機能の確保

●地域における災害医療ネットワークの構築

●SCUの機能の確保

●避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)

- 避難所での衛生管理体制の確保
- 遺体を取り扱う体制の整備

(平成 26 年度 of 取組結果 (成果) と今後の課題)

災害拠点病院等での非常用発電機能の確保については、平成 26 年度末時点ですべての災害拠点病院が整備済となりました。

また、災害拠点病院や災害医療支援病院の被災時の機能補完を目的とした情報伝達訓練を県内 4 地域で実施しました。今後は、未実施の地域への拡大を図りながら、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を継続的に実施すること等により、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。

災害時に医療を迅速かつ円滑に提供できる体制整備については、災害医療コーディネーターとともに図上訓練、総合防災訓練に参加及び災害医療情報伝達訓練を実施するとともに、県内 4 地域で災害医療コーディネーター研修を実施するなど、災害医療コーディネーターの災害対応力向上を図りました。今後は、実践的要素に加え、知見を醸成する内容を講座に盛り込むなど、災害医療コーディネーターに対する研修等を充実していくことが必要です。

地域災害医療対策会議を県内9地域（のべ18回）で開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が、地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました。

SCUの機能確保については、地震被害想定をふまえた代替候補地において、その活用方法を検討する図上訓練を実施（年2回）しました。今後の課題としては、連絡手段や人及び車両といった動線の棲み分けの整理が挙げられます。

避難所や救護所における医療ニーズを把握するため、11月の総合防災訓練における、救護所の設置及び災害拠点病院への傷病者情報伝達・搬送訓練、これに先立ち実施した7月の災害医療コーディネーターによる地元医療関係者を対象とした救護所設置研修において、情報収集を行いました。引き続き、関係機関との連携を図りながら、必要な研修や訓練、ニーズ把握等を実施していく必要があります。



（平成27年度の取組方向）

地域における災害医療対応力を向上させるため、引き続き、非常用発電装置の電源確保等の整備に取り組むとともに、各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。

また、関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対する災害医療に関する訓練や研修等を実施するとともに、総合防災訓練や図上訓練、各地域で実施予定の情報伝達訓練等への災害医療コーディネーターの参加を促進します。

各地域での災害医療体制の整備については、地域災害医療対策会議を継続して開催するとともに、地域間の取組にバラツキが出ないように、保健所・市町担当課長会議や担当者会議において、各地域の取組について情報共有を行うなど、必要な支援を行います。

SCUの機能確保に向けては、設置場所の津、伊勢の2か所で、SCU設置

訓練を実施します。

避難所や救護所における医療体制の検討については、地域災害医療対策会議において、引き続き検討、協議を進めます。また、保健所や地域防災総合事務所・地域活性化局職員を対象とした演習形式の災害医療対応研修を実施する予定です。

施策 15 市町防災力の向上に向けた支援

- 市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援の実施
- 「みえ防災・減災センター(仮称)」による防災人材等リソースの活用(再掲)
- 市町、地域、企業等における防災人材の活動支援(再掲)
- 図上訓練等を通じた市町との連携体制の確立
- 常備消防の充実強化
- 消防職員、消防団員の教育訓練の充実(再掲)
- 消防団の活動促進
- 防災担当職員の防災情報システム操作能力向上
- 防災行政無線を操作する無線従事者の養成(再掲)

(平成 26 年度の実績結果(成果)と今後の課題)

地域減災力強化推進補助金により、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、市町の主体的な取組に対して支援(29市町)を行いました。

市町の図上訓練、実動訓練への実施支援や職員向け研修等に、防災技術専門員、指導員を派遣(20市町)し、市町の災害対応力の向上を図りました。

また、市町の防災・減災対策の進捗状況に合わせて補助制度等の見直しを進めるとともに、市町の災害対応力を強化するため、8月に「市町防災担当職員を対象とした防災講座(初動期)」を開催し、体系立った人材育成を行いました。

市町の消防力強化に向けては、市町・消防本部の消防設備等の充実強化や消防学校での消防職員、消防団員への教育訓練、三重県消防協会と連携した消防団員の加入促進等の取組を進めました。

(平成 27 年度の実績方向)

地域減災力強化推進補助金については、これまでの津波避難対策を重視した制度から、避難所における良好な生活環境の確保などの避難後を見据えた対策や土砂災害対策、被災によって孤立した地域への支援対策を中心に、風水害対

策も視野に入れた制度へと改め、市町の防災・減災対策の進展を図ります。

市町の災害対応力の強化に向けては、引き続き、防災技術専門員、指導員を派遣し、市町が実施する図上訓練や実動訓練が、より実践的なものとなるよう支援を行います。また、「みえ防災・減災センター」と連携し、市町職員を対象とした実務に活用することができる知識・技能の習得を目的とした研修を実施し、体系立った人材の育成に取り組みます。

消防力の向上については、消防設備・装備等の充実とともに、消防学校と連携した消防職員、消防団員の教育訓練等の充実強化を図ります。また、市町や三重県消防協会と連携し、若手消防団員応援制度を始めとする入団のメリットを提供できる仕組みを構築するなど、事業所の理解や協力を得ながら被雇用者が入団しやすい環境づくりに向けた検討を進めます。

施策 16 災害時要援護者への支援（応急対策）

- 津波避難に関する三重県モデルの促進（再掲）
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進
- 福祉避難所の指定等の促進
- 介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の相互支援協定の締結促進
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進（再掲）
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援

（平成 26 年度の実施結果（成果）と今後の課題）

福祉避難所の指定について、課題の把握や対応策の検討などを進めつつ、市町における指定の促進に取り組んだ結果、未指定市町数の減少には至りませんでした。施設数としては、18 箇所増えて 399 箇所となりました。国のガイドラインでは小学校区に 1 か所程度の割合で指定することが望ましいとされており、引き続き各市町における施設指定を促す必要があります。

介護保険施設の防災対策について、東紀州地域の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設が平成 26 年 3 月 14 日に締結した災害時相互支援協定を参考例とし、東紀州地域以外の施設に紹介するなどして、介護保険施設相互間の入居者の避難受け入れ体制等の構築に向けた検討を働きかけました。

外国人住民への支援体制の整備については、災害時外国人サポーター研修（2回）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回）の中で、「避難所情報伝達キット」の活用を図りました。県内の一部の市町では、同キットを避難所へ設置する取組が進んでおり、さらに避難所への設置が増えるよう、今後も支援する必要があります。



また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練の実施に合わせて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を実施するなど、より実践的な訓練に努めました。

（平成 27 年度の取組方向）

市町における福祉避難所の確保は徐々に進んでいますが、さらなる福祉避難所の確保に向け、必要性や災害時における財政支援措置などを会議等の場で市町に対し説明し、指定を促すとともに、国に対して指定促進に向けた財政支援を提言します。

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）の災害時相互支援協定の締結については、東紀州以外の地域への水平展開を進めます。

また、大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業を継続するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行います。

施策 17 男女共同参画の視点に立った災害対応・支援体制の確保

- 女性防災人材の育成(再掲)
- 防災現場における男女共同参画の推進(再掲)
- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（平成 26 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

三重県男女共同参画センターが実施する地域リーダー養成講座において、災害発生時の避難所運営で男女共同参画の視点を持って対応できる人材の育成を図りました。また、地域においては、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」

を活用して、女性の視点を盛り込んだ避難所単位の避難所運営マニュアルの作成の取組を支援しました。

女性消防団員については、県内で 20 市町、441 名の団員数となり、目標を達成しました。

引き続き、女性に着目した人材育成及び発掘に取り組み、県内に多くの女性防災人材を輩出していく必要があります。



（平成 27 年度の取組方向）

防災分野に女性の視点を取り入れるため、「みえ防災・減災センター」と連携し、引き続き、女性防災人材の育成に取り組んでいきます。

女性消防団員については、引き続き三重県消防協会と連携し、活動の活性化に向けた取組を進めます。

施策 18 避難対策・帰宅支援対策の強化

- 津波避難に関する三重県モデルの促進(再掲)
- 災害時要援護者の個別支援計画作成の促進(再掲)
 - 市町の避難整備計画作成の促進
 - 避難所や避難場所・津波避難ビル等の整備支援
 - 避難者視点から見た災害リスクの見える化
 - 避難誘導等における危機回避
 - 津波避難ビル等にかかるガイドラインに基づく安全性の点検促進(再掲)
- 海拔ゼロメートル地帯等における広域避難体制の検討
- 大規模移送にかかるバス事業者との協定の締結
- 主要観光地の防災対策にかかる課題検討の場づくり(再掲)
- 観光客への対応を想定した訓練の実施
 - 外国人観光客の防災情報入手利便性の向上(再掲)
- 災害時帰宅支援ステーションの協定締結の推進
 - 災害時帰宅支援ステーションの周知

(平成26年度の実施結果(成果)と今後の課題)

「Myまっぷラン」を活用した「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市の2地区で新たに取組まれたほか、鳥羽市や紀宝町などでも取組が始まるなど、合わせて5市町16地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、7市町41地区で行われました。現在のところ、主に県南部を中心に取組が行われているため、今後は県内へ広く展開していく必要があります。



帰宅困難者対策については、新たに2団体との間で、帰宅支援に関する協定を締結し、会員に対して災害時帰宅支援ステーションのステッカーを配布しました。

県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯における広域避難体制の検討については、平成26年4月に「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を設置し、桑名市と木曾岬町とともに協議を重ね、同年9月に広域避難に関する訓練を実施

するとともに、海拔ゼロメートル地帯における多数の避難者の移送に対応するため、同年10月に三重県バス協会と「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」を締結しました。

（平成27年度の取組方向）

「津波避難に関する三重県モデル」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携するとともに、新たな防災人材活用の仕組みとして設けた「みえ防災人材バンク」を用いて、みえ防災コーディネーターなどを地域の取組に積極的に活用することで県内への水平展開を図ります。

県北部の海拔ゼロメートル地帯対策については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」において、引き続き両市町とともに検討を進めます。特に両市町の避難計画に基づく広域避難対策については、県境を越える避難にかかる検討を進めている「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」の協議内容もふまえながら、広域避難が発生した場合のルールづくりの検討を進めます。

さらに、災害時帰宅支援ステーションの周知などの帰宅困難者対策を引き続き継続するため、さまざまな業種へと拡大を図りながら、協定の締結を推し進めます。

施策 19 避難生活の支援体制の充実

- 三重県避難所運営マニュアル策定指針の活用促進(再掲)
- 福祉避難所の指定等の促進(再掲)
- 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設)の相互支援協定の締結促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進
- 給食施設災害時体制づくりの推進
- 「避難所情報伝達キット-絵表示・多言語-つ・た・わ・るキット」の活用促進(再掲)
- 避難所や救護所における医療ニーズの収集方法の検討(体制、ルール作り)(再掲)
- 避難所での衛生管理体制の確保(再掲)
- 応急的な住宅の確保(応急仮設住宅)
- 応急的な住宅の確保(一時提供住宅)
- 「みえ災害時多言語支援センター」を通じた支援の実施(再掲)
- 男女共同参画の視点を持った相談対応への支援(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援
- 「ペットの災害対策ガイドライン」の策定・普及

(平成 26 年度の取組結果(成果)と今後の課題)

「避難所運営マニュアル策定指針」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援を行った結果、いなべ市をはじめ、鈴鹿市や名張市など、合わせて 7 市町 17 地区で取組が行われました。今後はより一層、県内各地域への水平展開を図り、災害時要援護者をはじめとする避難者が、安心して避難生活を送れる体制を整備する必要があります。

避難生活を支援する体制の整備に向けては、平成 24 年度に初版を策定した「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」について、市町栄養士に対する研修(28 市町が参加)等を通じて活用の促進を図ったほか、災害時の給食マニュアル策定について、給食施設関係者に対する働きかけを行いました(マニュアルを策定した施設の割合 79.7%)。また、避難所における歯科医療救護に対応するため、地区歯科医師会と市町との災害協定の締結を促進した結果、新たに 2 市町で協定が締結され、合わせて 11 市町が締結済となりました。

また、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供給が円滑に行えるよう、平成 26 年 6 月に県・市町担当者会議を開催し、応急仮設住宅建設候補地を地震被害想定調査の結果に基づき見直しました。引き続き、候補地を調査し、新たな候補

地を確保していく必要があります。

（平成 27 年度の取組方向）

避難所単位の避難所運営マニュアル作成の取組については、前述の「津波避難に関する三重県モデル」と同じく、「みえ防災・減災センター」との連携を図るなど、市町及び地域において広く展開していきます。

避難所等における栄養や食生活への支援、衛生管理体制の確保については、引き続き、市町や関係団体等と連携して、継続した取組ができる体制の確立や、地域の状況に応じた対応ができる体制の整備に向けた取組を進めます。

応急的な住宅（仮設住宅）の確保に向けては、市町における建設候補地の選定や台帳整備等を進めます。また、一時提供住宅の確保については、災害救助法との調整を図りつつ、発災時に円滑に事務ができるよう、事務処理手順（マニュアル）を作成します。

施策 20 ライフライン・生活環境の復旧対策の推進

●災害廃棄物処理計画の策定

- ライフライン関係機関との災害復旧シナリオの共有
- 水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 市町水道事業者の応急給水体制の情報共有
- 下水道施設の耐震化(再掲)
- 下水道地震・津波BCP計画の策定
- 農業集落排水施設の耐震検討及び耐震化(再掲)
- 工業用水道の主要施設である水管橋の耐震化推進
- 工業用水道の浄水場等における主要施設の耐震化推進
- 鉄道施設の耐震対策の促進(再掲)

（平成 26 年度の取組結果（成果）と今後の課題）

国の災害廃棄物対策指針に基づき、南海トラフ地震や県内主要活断層地震、水害およびその他の自然災害を対象とした「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

水道施設について、水管橋 1 橋の耐震化が完了し、水管橋の耐震化率は 98.2% となりました。工業用水道施設については、水管橋 4 橋の耐震化が完了し、水管橋の耐震化率は 90.5% となりました。農業集落排水施設の整備については、8 施設の整備を進め、5 施設の整備が完了しました。

また、平成27年3月に、電力、ガス、通信、鉄道、バス等の事業者・団体が加盟する「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るための意見交換を実施しました。

（平成27年度の取組方向）

市町の個別課題や広域連携の課題等に対応するため、地域ブロック単位の協議を実施するとともに、県計画との整合を図るための研修会を実施し、市町計画の策定支援を行います。

また、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図るとともに、処理困難廃棄物等の専門性が必要とされる災害廃棄物の処理方法や市町焼却施設等の業務継続計画（BCP）の指針等を作成し、県計画の実効性を高めます。

水道施設及び工業用水道施設については、引き続き、計画的な耐震化を進めます。農業集落排水施設の整備については、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町との連携を図りながら、施設の耐震化を進めます。

また、流域下水道終末処理場等の機能継続や早期回復が図られるよう、公益財団法人三重県下水道公社等と連携して県流域の浄化センター（5処理場）のBCP策定をめざします。

ライフライン関係機関を対象に、引き続き、「三重県ライフライン企業等連絡会議」を開催し、災害復旧等にかかる具体的な意見交換等を実施します。

施策21 ボランティア活動支援体制の充実

- 災害時のボランティア受入体制の整備(再掲)
- 災害時のボランティア活動に関する連携強化(再掲)
- 災害時支援活動団体への支援(再掲)

（平成26年度の取組結果（成果）と今後の課題）

みえ災害ボランティア支援センターにおいて、新たに「みえ災害ボランティア支援センター」設置マニュアル（風水害編）を策定しました。今後は現地災害ボランティアセンターのマニュアルが整備されていない市町に対して、整備に向けた取組を促していく必要があります。

災害時に備えたネットワーク強化事業として、さまざまな分野のNPOによる被災者支援の活動を促進するため、「多分野の協働で災害を乗り越えるための研修会」を6回開催し、災害時の支援に対する意識の醸成に取り組みました。

また、救援活動や復旧・復興活動に向けた災害時支援が円滑に行われるよう、

一般社団法人熊野レストレーションと「テクニカルボランティアによる災害時の総合支援にかかる協定」を締結しました。

（平成27年度の取組方向）

現地災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの整備に取り組む市町等に対して講師を派遣するなど、整備に向けた取組を促します。

また、大規模災害時において県内外の災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制のあり方について、引き続き検討します。

また、NPO等を対象に、被災者支援対応力の向上を図るための講座や訓練を実施するとともに、災害時に備えて、平常時から市町、市町社会福祉協議会、災害支援団体、NPO等の「顔の見える関係づくり」を促します。

施策22 被災者の生活再建支援

- 住宅相談体制の構築
- 三重県災害時保健師活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドラインの活用促進(再掲)
- 災害時こころのケア活動マニュアルの活用促進(再掲)
- 被災時の緊急雇用創出のための情報収集とノウハウの蓄積
- 企業向け防災対策融資制度の周知(再掲)
- 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

（平成26年度の取組結果（成果）と今後の課題）

災害時の住宅相談体制の構築について、協力体制のあり方を三重県建築士事務所協会と協議するとともに、市町に対して相談体制の事前構築の必要性について周知しました。大規模災害発生時には、建築技術者の不足が見込まれることから、今後、地域の建築技術者等と連携するなどにより、一定の技術水準を満たした技術者を養成していく必要があります。

また、被災者からの健康支援などの相談に対応する体制を確保するため、「三重県災害時保健師活動マニュアル」を地域で開催した研修会や訓練等（27市町が参加）において共有するとともに、「災害時こころのケア活動マニュアル」について、「災害時こころのケア担当者会議」（24市町が参加）等を通じて周知しました。

事業者向けの融資制度の周知について、企業向け防災対策融資制度や農林漁

業セーフティネット資金等の融資制度についての説明会を関係者に対して実施しました。

（平成 27 年度の取組方向）

被災者の自宅再建等の判断を支援できるよう、市町と地域の建築技術者との相談体制の構築に向けた市町及び関係団体との協議を進めます。

被災者の健康等の相談体制の構築に向け、引き続き、健康支援にかかるマニュアルを活用した研修会や訓練等を実施します。

また、融資制度の説明会を継続して開催します。

さらに、被災時の緊急的な雇用ニーズに応えるための備えとして、被災 5 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における国の震災等緊急雇用対応事業への対応状況についての情報収集に取り組みます。

施策 23 地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備

- 「三重県復興指針(仮称)」の策定
- 住宅復興計画策定のための事前検討
 - 震災復興に関する市町への情報提供
 - 復旧・復興期にまで視野を広げた防災啓発の実施
- 地震津波に強い都市計画指針検討
 - 地籍調査の促進
 - 東日本大震災被災地での活動等の共有と活用

（平成 26 年度 of 取組結果（成果）と今後の課題）

地籍調査について、実施主体である市町への事業費補助（24 市町の取組を支援）及び三重県国土調査推進協議会等の研修会を通じた啓発、国への制度要望活動などを実施しました。また、調査休止中の市町（5 市町）に対して事業再開に向けた働きかけを行いました。

東日本大震災被災地での支援活動等の共有について、三重県東日本大震災支援本部員会議を 4 回開催し、その中で被災地派遣職員による活動報告や被災地訪問調査結果報告を行い、被災地の復旧・復興状況の把握に努めました。

「三重県復興指針(仮称)」について、東日本大震災の被災自治体における「復興方針」や「復興計画」等の策定状況や策定に向けた他県の動きについて情報収集するなど、策定に向けた準備に着手しました。発災後の地域コミュニティの維持、継続を図るため、本県における事前復興の検討を進めていく必要があ

ります。

（平成 27 年度の取組方向）

発災時に「住宅復興計画」を迅速に策定するため、最新の他県事例などさまざまな視点を取り入れた実効性のあるマニュアル作成を進めます。

地震・津波災害に強いまちづくりに向け、「三重県地震津波対策都市計画指針（仮称）」を策定します。

地籍調査については、津波浸水想定地域での調査の実施を重点に促進するとともに、休止市町に対して、引き続き調査の再開を促します。

また、三重県東日本大震災支援本部員会議を四半期ごとに開催し、派遣職員等による報告を継続するなど、被災地での業務を通じて得られた教訓や知見等の蓄積と活用に取り組みます。

「三重県復興指針（仮称）」については、東日本大震災による被災自治体の取組状況調査の実施、有識者からの意見聴取などを進めるなど、関係部局と連携して策定に取り組み、平成 27 年度末の公表をめざします。